

公益財団法人 落柿舎保存会

役員及び評議員の報酬等

並びに費用に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日 施行

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人落柿舎保存会の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人における役員及び評議員には、次の各号により、職務遂行の対価として報酬を支給する場合がある。

- (1) 役員には、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- (2) 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額)

第4条 役員には、理事会出席の都度、謝金として一人一律20,000円を支給する。

2 評議員には、評議員会出席の都度、謝金として一人一律20,000円を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 評議員及び役員に対する報酬は、評議員会又は理事会に出席した日に、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除した金額を支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人落柿舎保存会の設立の登記の日から施行する。

以上